

保護者の皆様

那覇市立松島幼稚園
園長 本村 律子
(公印省略)

台風時における保育の取扱いについて(再)

7月末の個人面談でみだしのことについてお知らせをしたところですが、その後、那覇市こども政策課より新しい判断基準がありましたので、台風接近時等における保育の対応につきましては、改めて下記のとおりと致します。お子さまの安全確保のため、ご協力下さいますようお願い致します。

記

◎臨時休園にするかどうかの判断の規準：暴風(特別)警報等

- 1 暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報(以下、「暴風(特別)警報等」という)が発令されると、臨時休園とします。＊テレビやラジオ等の報道でご確認ください。

暴風(特別)警報は、暴風域に入っていないなくても出されることが多いようです。また、暴風域を抜けても、すぐには解除にならないこともあります。

2 台風が接近してくる場合

- (1) 午前5時半から正午までの間に暴風(特別)警報等が発令、又は暴風域に入ることが予想される場合は、臨時休園とします。テレビやラジオ等の報道でご確認ください。
- (2) 正午以降に暴風(特別)警報等の発令が予想される場合→発令後1時間30分以内のお迎えをお願いします。

3 台風が遠ざかっていく場合 暴風(特別)警報等の解除時刻に応じて、下記の通りとなります。

- (1) 午前7時以前に暴風(特別)警報等が解除になった場合 → 通常保育
- (2) 午前7時～10時までに暴風(特別)警報等が解除となった場合 → 解除後2時間後から開園
※月、金 →12時15分降園(預かり保育は通常通り※弁当持参・ケータリングはありません)
※火、水、木→14時降園(全員弁当持参・預かり保育は通常通り)
- (3) 10時以降～正午までに暴風(特別)警報等が解除となった場合
→ 解除後2時間後から預かり保育のみ開園
※ご家庭で昼食を済ませてから登園させてください
- (5) 正午以降に暴風(特別)警報等が解除になった場合 → 臨時休園

※登降園については、河川の氾濫、道路決壊、地滑り、土砂崩れ、浸水等の発生の有無等、周辺の安全状況を十分に確認した上で判断して下さい。

※暴風警報発令中(休園中)は外出したり、外で遊んだりしないよう、安全について特段のご配慮をお願いします。